

1 開催日時 平成 29 年 8 月 21 日（月）14：00～17：00

2 開催場所 富山県庁 4 階大会議室

3 出席者

(1) 富山県都市計画審議会出席委員

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| ・ 弁護士 | 細 川 俊 彦 |
| ・ (一財) 北陸経済研究所主任研究員 | 石 黒 厚 子 |
| ・ 富山県建築士会監事 | 小 見 美由紀 |
| ・ 富山県立大学教授 | 川 上 智 規 |
| ・ 金沢大学教授 | 高 山 純 一 |
| ・ 富山国際大学准教授 | 相 山 馨 |
| ・ 県議会議員 | 井加田 ま り |
| ・ 県議会議員 | 渡 辺 守 人 |
| ・ 県議会議員 | 宮 本 光 明 |
| ・ 県議会議員 | 岡 崎 信 也 |
| ・ 富山県市長会会長代理 | 土 井 榮 (事務局長) |
| ・ 富山県町村会会長代理 | 上 田 順 子 (常務理事) |
| ・ 北陸農政局長代理 | 佐 藤 仁 昭 (農村計画課長補佐) |
| ・ 北陸地方整備局長代理 | 阿 部 義 孝 (富山河川国道事務所事業対策官) |
| ・ 富山県警察本部長代理 | 専 徒 勝 司 (交通規制課長) |

(2) 事務局

- | | |
|----------------|---------|
| ・ 富山県土木部都市計画課長 | 上 坂 展 弘 |
|----------------|---------|

4 配付資料

- ・ 次第
- ・ 配席図
- ・ 名簿
- ・ 条例等規程
- ・ 富山県都市計画審議会議案書
- ・ 参考資料

5 議 事

(議 案)

- 議案第 1 号 朝日都市計画道路の変更について
- 議案第 2 号 産業廃棄物処理施設（富山市）の敷地の位置について
- 議案第 3 号 産業廃棄物処理施設（富山市）の敷地の位置について
- 議案第 4 号 産業廃棄物処理施設（南砺市）の敷地の位置について
- 議案第 5 号 小矢部都市計画区域のうち都市計画道路の変更に伴い拡大する用途地域の指定のない区域における容積率等の指定について
- 議案第 6 号 小矢部都市計画区域における用途地域の指定に伴う用途地域の指定のない区域の除外について

(報告事項)

市町村が都市計画の変更を行う場合の軽易な変更とされる事項の追加について

1 開会

(司 会)

それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。まず、本日の第173回富山県都市計画審議会の開会に先立ちまして、審議会の定足数について申し上げます。

本日、委員19名のうち14名のご出席を頂いております。内訳については、委員の方13名、臨時委員の方1名でございます。半数以上ですので、富山県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本日の審議会は有効に成立している旨、ご報告いたします。

ここで、本審議会の委員に交代がありましたのでご紹介させていただきます。県議会議員の委員におかれましては、瘡師富士夫様、五十嵐務様、笠井和広様に代わりまして、井加田まり様、渡辺守人様、宮本光明様、岡崎信也様に、北陸地方整備局長におかれましては、中神陽一様に代わりまして小俣篤様に、富山県市議会議長会長におかれましては、高見隆夫様に代わりまして村上和久様に、新たに委員としてご就任いただいておりますことをご報告いたします。

それでは配付資料の確認をさせていただきます。審議会次第、配席図、審議会委員名簿、都市計画審議会議案書、条例等の規程でございます。配付漏れ等ありましたら、お申し付けください。

次に、審議会の公開についてご説明させていただきます。本審議会は、平成15年4月から原則公開としております。詳細については、お手元に配付している資料に本審議会の公開に関する取扱要領がございますので、別途ご覧いただきたいと存じます。ただし、個人情報の保護や本審議会の公正・円滑な議事の確保等の観点から、要領に規定する一定の事項の審議については、会長が本審議会に諮って非公開とすることができることとしておりますので、以上お伝えいたします。

なお、本審議会の審議結果および議事録については、審議会終了後に県のホームページに掲載させていただく予定でございます。それでは細川会長、よろしく願いいたします。

(会 長)

ただ今ご紹介にあずかりました細川と申します。委員のかなりの方が改選になりましたので、改めてご挨拶申し上げたいと思います。

お盆の頃からは、比較的過ごしやすい日だったと思いますが、本日から再び暑さが戻ってきたような感じです。そのような折に、皆さま方、今日の会議にご出席いただいたことをまず御礼申し上げます。

次に、私から一言ご挨拶を申し上げます。行政法学を専門としてきた私ですが、近代国家の行政の在り方について、いまひとつ自覚した上でこの会議に関わらせていただきたいと思います。

この審議会は、知事の諮問機関として答申する職務を負っているわけですが、

行政処分という形は知事がするものですが、その行政処分をする知事と同様、当審議会も答申をする以上、行政の一部として公正・透明な審議を通じて的確な判断をしたいと思っています。

的確な判断とは何ぞやと申しますと、本件に関して申しますと、重要な論点を取り上げ、それについて十分な審議がなされるということです。後にその審議が公正・透明になされたことを明かし、提言ができるように、議事録などで証拠は必ず取得ということと思います。

昨今、皆さまもご承知のように、加計問題やもう一つ学園問題がありますね。非常に不透明なことがなされています。議事録を出せばよい、当時の会見記録を出せばよい、それが紛失したとか、あるいは自分の記憶はこうであったとか、それはおおよそ近代国家のなすべき行政とは違っていると、私は一般的にこう考えております。

私が今申し上げたことは決して政治的な意味ではなくて、行政法学という専門家の間のごく基本的な知識です。それにかなうように、この審議会も困っていきたいと思います。行政庁に広範な裁量権がある場合でも、これは大差ありません。行政というのは説明責任を負っています。従って、県民あるいは市民から説明を求められたときは、過去の記録に基づいて公正・透明な判断がなされたことを堂々と説明しなければなりません。それが可能な状態になるように、十分な審議をまずしたいと思っています。

次に、本審議会運営要綱4条2項の規定により、私から議事録署名委員を指名させていただきたいと思います。石黒委員さんと川上智規委員さんのご両人をお願いしたいと思います。（※石黒委員が途中退席となったため、審議会後、会長が改めて小見美由紀委員を指名）

本日は都市計画法に基づき、知事から当審議会に付議された六つの議題についてご審議いただきます。その後、事務局から1点の報告事項がございます。まず、議案第1号、朝日都市計画道路の変更についての審議から入ります。事務局からご説明してください。

2 議事

(事務局)

富山県都市計画課長の上坂でございます。本日は皆さま、ご多忙の中、本計画審議会にご出席いただき大変ありがとうございます。本格的な少子高齢化等、社会情勢が目まぐるしく変化する中で、都市計画行政の担う役割は大変大きなものになってくると思っております。

本日は朝日町の都市計画道路の変更を含め、6件の案件を付議することにしておりますので、審査をよろしくお願いいたします。では、1号からご説明いたします。

議案第 1 号 朝日都市計画道路の変更について

(事務局から議案第 1 号について説明)

(会 長)

ただ今の議案についての説明に対し、質疑、ご意見を伺いたいと思います。この廃止の話は、今こうなったのでしょうか。そういう意味でお尋ねします。少子化とか、車の通行量が減るということは、5 年、10 年前にも分かっていることですが、今これが出てきたのはなぜでしょう。

(事務局)

現在、朝日町では市街地の整備とか、いろいろ検討していらっしゃるところで、具体的には世の中がだんだんコンパクトシティといいますか、そういった方向を目指して、主要交通機関から歩いていけるような所に住んでもらおうとか、そのような動きがあるわけです。そういった中で、朝日町においては、今まで検討がなされてきた結果、泊駅の南側に土地区画整理事業をやるということがこの 4 月に決まったわけです。

そのような検討の中で、朝日町全体の都市計画の在り方等を検討されるということで、少し時間がかかっていました。今、そういった朝日町の整備する方向がおおむね決まった中で、都市計画道路の見直しについても今のタイミングで行おうということであろうかと思えます。

(会 長)

他に質疑、ご意見はございませんか。

(委 員)

ネットワークの全体図を見せていただけますか。二つか三つ、これですね。

(事務局)

これでよろしいですか。

(委 員)

はい。本来であれば、朝日インターからのアクセス道路の一部になっていたはずの道路ですね。

(事務局)

そうですね。朝日インターからの出口と、8 号線の交差点から真つすぐ北に向かっている道路です。

(委員)

これを廃止することによって、経路がかなり変わる可能性があるのですが、その影響評価は検討されているのでしょうか。

(事務局)

朝日町において検討がなされております。いわゆる OD 調査と申しますか、いわゆる道路センサスの調査の一環として、OD 調査というもの、どこからどこへ旅行されるかということを検討された資料がございまして、その中で将来的な交通量については、おおむね全体的に交通量は 0.68 倍ぐらいになると。目標は平成 42 年だったかと思うのですが、そういった道路交通センサスのデータを使用して、朝日町の中を行き来する車の量は将来的に 0.68 倍ぐらいになるだろうということを検討しております。

そういった中で、仮に今の月山草野線、朝日インター直結の道路がなくなつたとしても、その 1 本東側にある道路を使えば、十分交通量をさばけるだろうと。具体的には、その東側の道路についても、いわゆる混雑率というものを朝日町で算出していまして、それでも 0.6 倍を下回るような混雑率になるということで、大きな交通障害にはならないのではないかと判断しております。

(委員)

あれは JR、今はあいの風かもしれませんが、その交差はどのような形でしょうか。

(事務局)

1 本東側にある月山草野幹線、現在の代替道路となる町道については、現在、平面交差になっております。

(委員)

2 車線で平面交差になっている？

(事務局)

2 車線の平面交差で、歩道も整備されている状況です。

(委員)

もともとの計画は、立体交差ですね。

(事務局)

そうですね。今、赤色のポインターで示している、廃止する都市計画道路（月山草野線）は立体交差になっておりました。

(委 員)

そうすると、もう1本右の東側のそこはどういう形でしょう。

(事務局)

都市計画道路（東草野平柳線）のそこは、赤色のポインターで示しておりますが、ここはアンダー構造で、ここも立体交差になっております。

(委 員)

そうですね。一応、その二つで代替できそうだという判断でしょうか。

(事務局)

はい。そのように考えております。

(委 員)

分かりました。

(会 長)

他に。

(委 員)

ちょっとついでに。先ほどコンパクトシティの話があったのですが、朝日町では立地適正化計画をきちんともう検討されて、計画は出来上がっているのでしょうか。

(事務局)

現時点では、まだ作成されておられません。

(委 員)

今後作る予定があるのでしょうか。

(事務局)

まだ策定するかどうかについては決まっておられません。

(委 員)

そうですね。分かりました。

(会 長)

今の点ですが、質疑、ご意見はありますか。

(委 員)

すみません。もう1点だけ確認を。今回、朝日町の都市計画道路の見直しを検討されたという中では、今の黄色の部分のみ廃止が決まったのでしょうか。

(事務局)

はい。そういうことです。

(委 員)

それ以外については継続？

(事務局)

はい。継続です。

(委 員)

はい。了解しました。先ほど、今ごろという話がありましたが、本来、富山県の都市計画道路の見直しのガイドラインは、恐らく平成17年、18年。

(事務局)

17年です。

(委 員)

ですよね。ですから、もう10年以上、12年も経っての話なのですが、これはコメントといいますか、意見ですが、あまりにも遅過ぎるのではないかという気がします。そういう意味ではもう少し、他の自治体は分かりませんが、できれば県のガイドラインできちんと決めたことについては、関連する自治体へのご指導もきちんとしていくべきではないかと思えます。これは意見です。

(事務局)

はい。未着手の市町村等については、今後とも見直しの実現について努めていきたいと思っております。

(会 長)

よろしいですか。他にご意見はありませんか。もしご意見がないようでしたら、第1号議案についてまとめに入りたいと思えます。私の理解では、異議はないように思えます。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

そうしたら、1号議案については原案どおり、議決いたします。続いて、議案第2号に移ります。事務局から説明してください。

議案第2号 産業廃棄物処理施設（富山市）の敷地の位置について

（事務局から議案第2号について説明）

（会 長）

ただ今の説明に対して、委員の皆さまから質疑、ご意見を賜りたいと思います。この事業所の過去の操業に対して苦情はあったのですか、なかったのですか。

（事務局）

特にそういうことは聞いておりません。

（会 長）

過去について、立ち入りで何か調査されたことはあるのですか。

（事務局）

環境部局の方で年1回、立ち入り検査を行っているということですが、特に問題はないと聞いております。

（会 長）

そのときの報告は、どのような報告なのですか。

（事務局）

書類などがしっかりと運用されているかとか、例えば現場において廃水や騒音など、その他もろもろの環境に影響を及ぼすものについて検査を個別に行っているということです。

（会 長）

それは記録できちんと残っているわけですね。

（事務局）

はい。記録で残っております。

（会 長）

それで全てが合格点だということですか。

（事務局）

はい。

(会 長)

他にご意見はありますか。

(委 員)

今回申請の図面を見てみますと、残土ストックヤードが非常に広い面積を占めているのですが、先ほどの説明だと、間伐材のリサイクルということで、そんなに残土が出るのでしょうかというのが一つ疑問です。申請前の図面を見てみますと、残土ストックヤードはございません。処理能力はほとんど変わっていないのに、以前はどのように残土を処理していたのか。そして今回は、なぜこのような広い面積が必要なのかを教えていただきたいのですが。

(事務局)

残土に相当するものは、土砂もそうですが、付いてくる枝などを落とすものも含まれているということのようです。それと、従来は現地の方でそれらの処理をしていただいてから搬入していただくということだったわけですが、そのあたりをこの場所でやれるようにスペースを確保したと聞いております。

(委 員)

そうすると、具体的には枝などがここに積み上がると。土というイメージではないのですね。

(事務局)

そうですね。土も含めて、要するに再利用しないものは全てストックされることとなります。

(委 員)

再利用されないものは、最終的にどうなるのですか。

(事務局)

結局、いろいろなチップにならないものについては、しばらくそこに保管して、いわゆる何度か処理をして、きれいに使えるようになるものは最後まできれいにして、最終的に使えないものについては処分することとなります。

(委 員)

何かちょっと明確になっていないような感じがするのですが、残土ストックヤードに積み上がったものの処理方法について、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。これは意見です。

(会 長)

ちょっとそこは説明していただけますか。

(事務局)

すみません。私もそれは確認していたのですが、従来にはない根から掘り出した樹木の処理を、新たに処理してくれないかという需要が増えてきたということで、すぐには再処理できないのですが、そこで土を払うなり、乾かすなりして、しばらくそこで保管するという需要が増えてきたということで、根などが増えてきてそのようになったと事業者から説明を受けているところです。

(委員)

でも、主要なのは間伐材という説明だったので、根は付いていないはずですよ。

(事務局)

説明の中では「主に間伐材」ということで、量的にはそれが多いのですが、それ以外のものも、量は少ないのですが、建設資材の解体材みたいなものも一部受け入れているということになります。ここで主な受け入れとすれば間伐材ということですが、それ以外のものも入っているということです。

(委員)

ちょっと心配していたのは、それ以外のものなのです。建築廃材などがこの残土ストックヤードに入らないかというのが心配なのですが、あくまでも今回の申請は、間伐材を受け入れてチップにすると。そのための位置の変更ということなのですが、ついでに残土ストックヤードを造って、要らないものをここに持ち込むのではないかと心配をして話しているわけです。

(事務局)

もともと平成18年の許可時にも、間伐材だけではなく、それ以外の建設廃材みたいなものも受け入れる許可になっていたわけですが、実態として場所柄、間伐材が多いということで、私の説明でもそのようにさせていただきましたが、もともとそういうものを受け入れられるような施設としての許可が当初からされていたものです。

(会長)

私が聞いたときに、木くずとは何ぞやという疑問を持って、それから説明が間伐材と聞いて、その後「では、建築廃材は入らないかな」と思ったのです。それで、やっとこれが出てきた。ちょっと説明の仕方としてはミスリードではないでしょうか。

(事務局)

少し私も説明不足だったのですが、建設解体の廃材というわけではなくて、あくまでもここで受け入れるのは、樹木の例えば建設現場などで伐採してくる

ものの処理をしているところだということです。それに伴って、根から引き抜いてくるものもあるので、結局は土砂も一緒に入ってくるということになります。例えば建設の解体材が入ってくるものではないものです。

(会 長)

過去も入ってきていない、将来も入ってこないということですね。

(事務局)

解体のものというのは扱っていないということです。

(委 員)

先ほどの説明では、解体も受け入れる申請がなされていると。

(事務局)

申し訳ありません。私がちょっと認識不足だったわけで、今確認させていただきました。建物の解体現場に行ったとしても、解体材をとということではなくて、あくまでも樹木を抜いてきたものについてここで処理すると。それと間伐材、要するに造園林業などからの受け入れだということです。

(会 長)

取扱量が増えると思うのですが、製品にならないものも同様の処理をしているのですね。

(事務局)

極力乾燥させるなりして、再資源化に努めると。それでもどうしても残ってしまうものについては、外部の業者等に委託して処分することになります。ただ、できる限りにおいて再資源化を図るということです。

(会 長)

これは水で残土を処理するものはないのですか。今、乾燥と言われましたね。

(事務局)

水処理はしないです。乾燥だけです。

(委 員)

ちょっとよく分からない。

(会 長)

分からないですね。分かるように説明していただけますか。

(委 員)

どのようなものがどのように積み上がるのかがよく分らないです。

(事務局)

今スクリーンに映っておりますけれども、現状ですが、トラックの左と右とですが、トラックの左側は、材木をある程度の大きさに切って、この後チップ化するのだと思うのですが、右側にあるのは、枝を落したり、根も入っているのだと思いますが、かなり規模の小さな材木と葉っぱみたいなものになっていると思うのですが、今そういう状態になっているそれをできるだけ乾燥させて、できるだけチップ化を図るということで、今そこに積み上がっているものの状況が、しばらく乾燥させるというものがそこにあるものです。

左側にある幹みたいなものは、すぐにでもチップ化していくのでしょけれども、すぐにはできないものについては、しばらく右側のところで乾燥させるというのが、現状の使われ方だと。今、枝葉みたいなものがたくさんあるのが大量になってきているものですから、今回そういうものが保管できるように場所を確保するという事です。

(会 長)

これは外にあるのですが、今回は建物の中ですか。

(事務局)

建屋の中に入れるのは製品です。

(会 長)

残土のバックヤードとありますが。

(事務局)

ちょっと小さいですが、建屋の中に入れるのは破砕機の本体とチップ化したものを濡らさないように置くということです。今、赤いポインターで囲っているものが廃棄物というか、先ほどの枝葉のところのものです。

(会 長)

分かりましたか。

(委 員)

単にいっぱい積み上げておいていいのかなという気はしますが、法律的な制限がないのであれば仕方ないと。今見た感じでは有機物なので、放っておいたら腐るわけです。屋根もないわけで、乾かすと言っているのですが、むしろ雨が降ったら濡れて、下の方が腐ってくるのでどうするのかと思っていたのですが。少なくとも残土というイメージとはかけ離れているので。

(会 長)

粘土が付いたものが入ってくるわけだから。

(委 員)

そういうものを積み上げておいていいのかどうかという判断が付きません。

(会 長)

森林だったら、そのままに放置しているのがありますね。自然環境みたいなものは、伐採して木の根がそれほど、それはいいですね。それでは、この議案2について。

(事務局)

すみません、今資料で確認したのですが、主にここで作られるチップというのは、火力発電所の燃料になることになっているようで、そのチップとともに枝葉についても焼却できる状態になれば、それも引き受けていただけるということのようです。ですから、ここで本当に持っていけなくて処理しなければならないのは、そこで付いている土砂を落としたものについては何とか処分しなければならないのですが、それ以外のある程度燃やせるまでになっているものについては、そういうものについても引き受けていただけるということのようです。

(会 長)

ほとんどが火力発電所に行っているのですか。

(事務局)

七尾大田火力発電所は、どうも新型の発電所らしくて、そういうものを処理できるような発電機だそうです。

(会 長)

他にご意見はありませんか。この問題については、環境上、悪化の恐れが大きいのでしょうか。若干程度というのは、1日当たりの処理量が若干。

(事務局)

処理量が増えるといっても実態は大した増加ではないので、特に問題はないように思います。

(委 員)

先ほどの説明の中で、残土ストックヤードでもあまり有機物がなくて、土、無機物をつなぐということであれば、それほど影響がないのかなと思いますが。

(会 長)

それですと、これについて異議がないというご意見がありましたが、よろしいですか。私も、専門的見地からも、皆さんの格別の意見がなかったことから、原案どおり異議がないものと理解しましたが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

そうしたら、原案どおり、2号議案は議決いたしました。続いて3号に入ります。事務局からお願いします。

議案第3号 産業廃棄物処理施設（富山市）の敷地の位置について

(議案第3号について事務局から説明)

(会 長)

委員の皆さま方からご意見、質問をお願いします。コンクリート壁が周りがあると、今写真に写っていたのはほんの一部分だけですか。1m45cm というのがあったのですが、あれくらい低いものだと思っていいのですか。これから造るのですか。

(事務局)

現状で全て囲われている状況になっております。

(会 長)

先ほどの最後のものを見ると。

(事務局)

今写っている写真でも、入り口はまだ少し切れているのですが、ぐらりと全周にコンクリート壁が回っております。

(会 長)

それで振動、粉じん、騒音を防げるのですか。風があるときに粉じんをどうやって防いだのですか。そして、何か環境の調査をしたら問題ないというご報告でしたが、どのような調査をしたのですか。

(事務局)

環境影響調査についての資料をスクリーンの方で見させていただきます。環境汚染については、No.1の敷地境界で0.01mg/m³、直近の集落付近で0.02mg/m³で、環境基準0.1mg/m³と比較して低いレベルとなっております。

次に騒音です。No.1 の敷地の境界のところでは 43dB、直近の集落付近で 35dB、人間の体感レベルの 55dB と比較しても低いレベルとなっております。

振動についても No.1 のところで 54dB、直近の集落付近で 35dB、これも体感レベルの 55dB と比較して低いレベルとなっております。これが生活環境影響調査の結果でございます。

(会 長)

その調査は操業中に抜き打ちでやっているわけですか。

(事務局)

これが環境影響調査による予測値です。今の数値については予測値ですが、施設稼働後は市としている抜き打ち測定を行うことはありませんが、近隣からの苦情があった場合や年 1 回行われるパトロールにおいて測定を行うということですが、現在のところ基準値を超えた事例はないということです。

(会 長)

ご意見はありますか。

(委 員)

この申請も、キャパがそれほど大きく変わるわけでもないですので、現状からそれほど大きく変わることはないように思います。むしろ良くなるのではないかと読めるのです。ですから、現状が OK であれば、特に問題ないのかなと考えています。

(会 長)

いろいろな機械が。

(委 員)

そうですね。

(会 長)

騒音といったものが改善されるという。

(委 員)

そうです。

(会 長)

農業者からの苦情はないのですね。

(事務局)

現状では何も聞いておりません。

(会 長)

他にご意見はございませんか。もし意見がなければまとめに入りますが、私の理解では原案どおりでいいと理解しましたが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、3号議案は原案どおり議決いたしました。続いて4号議案について、事務局からご説明をお願いします。

議案第4号 産業廃棄物処理施設（南砺市）の敷地の位置について

(議案第4号について事務局から説明)

(会 長)

ただ今の議案について、委員の皆さまから質疑、ご意見はございませんか。今し方の説明に、付近に与える影響について申請者が調査した結果、ないと言われました。操業がどのような影響を及ぼすのかということですが、どのような調査をされたのですか。

(事務局)

今画面に映し出しております騒音・振動の予測を行っています。6カ所の地点で騒音・振動を調査しております。一部、1番と5番のあたりで、5番については環境基準値を若干オーバーしている所があるのですが、それはトラックなどの出入り等が少しありまして、その分数値が少し大きくなっています。

ただ、今回設置する場所については3番あたりなのですが、現況については52dBということで、それほど騒音・振動について影響はない数字になっています。

(会 長)

これはどういう調査なのですか。申請者がしたわけですが、要するに誰がやっても正しければいいのだけど、正しいということはどうやって判断されているのですか。

(事務局)

今回の測定者ですが、第三者の環境測定会社に依頼しまして、その数値を数値化しているということです。

(会 長)

その会社はどこですか。

(事務局)

カナモリ技販というところです。

(会 長)

どこの会社ですか。

(事務局)

高岡市の業者となっています。

(会 長)

どうですか。

(委 員)

5 番の地点で環境基準を超えています。それでいいということなのでしょうか。現状超えているから、そのままいいという判断なのでしょうか。

(会 長)

法律は最低限度のことだから、超えてはならないのですね。それはどう理解すればいいのでしょうか。

(事務局)

どちらかという道路の付近なものですから、車が通行すれば数値が高くなるところがあるものですから、その影響で数値が。

(委 員)

車が通ることも含めて 60dB 以下だと思いのですが。

(事務局)

すみません。実際に廃棄物処理法を所管している環境政策課ですが、その説明の資料は少し違うのですが、1 番から 4 番までは敷地境界での規制基準の数字のことを書いておまして、そこでいう 5 番、6 番については、直近人家における環境基準の数字を出しているところです。

事業者の方では、まず、1~4 の規制基準が、たまたま同じ 60dB なのですが、60dB 以下になるということは、壁を造る建屋内で処理をする等して一応担保する形にしております。

敷地外の 5 番、6 番については、もともこの事業所に関わる場所以外も含めて、もともと交通量が多い点も含めて、その 61.3dB という数字がありまして、それに今回新しく設置した破碎機の騒音を計算上乗せても、現況と全く変

わらないということで、少なくともこの事業所が設置されることで環境基準に影響はないということで、われわれとしては問題なしという判断をしています。

(会 長)

よく分からなかったのですが、ここはこれから塀を造るのですか。

(事務局)

建物の四周を壁で造ることになっているものですから、音自体は漏れにくくはなっております。

(会 長)

塀がなくても建物で防音とかがあればいいのですが。ついでにいえばよく分からなかったのですが、法令というのは超えてはならないということでしょう。だから、どれがそれ以下にできるかということを考えないといけないのでしょうか。少しばかりの違反だからいいということではなくて、ここまでは我慢しろと。どんなにうるさくても。

(事務局)

今の建物を建てることでも、現状と数字が変わらないということですので、現状自体が 60dB を超えているということですから、それ以上環境を悪化することはないということです。

(会 長)

いや、その 61.3dB や 61dB が気になるのです。だから、自動車が通ってうるさければ、操業のレベルを落とせということと違うのですか。それで通ったけれども 60dB になればめでたしと。めでたしというのはあまり良くないですが、セーフだということで。どうやって 60dB 以下に抑えられるかという問題なのだろうと思うのですが。

(事務局)

すみません。守らなければならない数字という部分でいうと、敷地境界で事業者の責任で抑えなければいけないのは 1~4 にある規制基準です。そこでそもそも規制基準を超えていれば、よりしっかりした対策を取って落としてくださいという話になるのです。

このところは少し近いので混同しがちなのですが、これは直近人家での影響なのですが、そもそもこの工場が操業する前から 61.3dB という数字がある場合、この工場でどのような対策をしても、それ以下になることは基本、工場がない状態で超えていますので、61.3dB を下回らせることは、この工場の努力ではどうしようもないということで、そこは人家の生活環境上の影響を増やすか

減るかで見えています。

それで、この場合は60dBが目安という形で出ていますが、そういう意味でここは超えてもいいといいますか、この事業者の施設の努力でどうにもならない数字ということで、せめて超えないことを一つの基準に判定しているということです。

(会 長)

よく分からないのは、法律は「どうにもならなければやめなさい」ということと違うのですか。

(事務局)

規制基準の部分でいうと、おっしゃるとおりです。少なくともそこは超えるようであれば操業できないと思っていただければ結構です。

(会 長)

今までやっていたとしたら、それはやるべきではなかったというだけの話とは違うのですか。私が間違っていれば、これこれこういう理由で間違っているという考え方をおっしゃっていただければいいのですが。

(事務局)

環境基準の考え方自体が、現状そこにお住まいの方は既に61.3dBがある状況なものですから、そこにこの工場が建ったかどうかで生活環境への影響は、もともと61.3dBありますので変わらないという考え方です。できようができませんが、この数字は変わりません。

(委 員)

61.3dB といったら結構うるさいと思うのですが、このような田んぼの中で工場がなくて61.3dBという数字があり得るのか。どうでしょうか。やはり工場があるから車が通って、このような数字になっていると考える方が妥当なのではないでしょうか。

(事務局)

その工場の影響というよりも、直近人家の測定地点が道路の直近にありますので、恐らくは交通騒音を拾っているのだと思います。

(会 長)

これは、それほど頻繁に自動車が行き交うような道路ではないのでしょうか。それで人家が道路に近いといっても、人家が合法的に敷地内に建っているなら、文句を言えないのと違うのですか。あなたがもう少し奥まって建てるべきだったというよりも、むしろ工場が奥まった所に造るべきだという論理になるのと

違うのかな。

(事務局)

その道の交通量は調査結果にもきちんと出ていまして、日数で大体 635 台通っておられるそうなので、その直近で測定はされているので、車の影響はかなり受けているとは思いますが。

(会 長)

だから、そのまま環境公害になるということが説明できたことにはならない。自分のところはそういうものは出してないよということで免責されるのですか。大気汚染などは複合汚染で、自分一人ではどうにもならないのですが、物質が化学変化を起こしてしまうときは全体が悪いことになります。そういう考え方をすれば、騒音もそうではないのかな。そのあたり、環境の専門家として先生のご意見はどのようなのですか。私は極めて法的に常識的な考え方だと思うのですが。

(委 員)

私としては、61.3dB という数字が何かおかしいような、たまたまなのかなという気がします。もしこの 61.3dB という数字が恒常的に出ているのであれば、それはやはり工場の責任だと考えるべきではないでしょうか。その工場がなければ田んぼですから。

(会 長)

もう 1 回測り直せばよかったのかな。

(委 員)

たまたま車が通ったときに測ったなどであればいいのですが、こういうところの数字がどのように出ているのかを提示することをもう少し考えた方がいいのではないですか。

(会 長)

これは機械を入れ替えるでしょう？

(事務局)

はい。今回新しく設置するものです。

(会 長)

そうしたら、騒音や振動のレベルが下がるのですか。大型化するので、性能も上がるとか。

(事務局)

今回は新規のものですが、騒音自体については、今回の数値より上がることはないと考えられています。

(会 長)

処理量は増えるのですよね。

(事務局)

今まで処理量はゼロでしたので。

(委 員)

ちょっとよろしいですか。私は騒音の専門家ではないのですが、大体、地方等でも同じように騒音や振動、廃棄物処理の関係、もちろん交通渋滞なども検討しています。そういう観点からいうと、事務局の説明があったように、事業者の責任とすれば、敷地境界での騒音が基準値以内ということです。本来、それに加えて、影響のある人家、住宅だと思うのですが、住宅の直近で測って現状が一番数字の左ですよ。

それで、これをぱっと見ますと、敷地境界内1~4については、工場が設置されても現状と同じ数値ということですから、機械の設置による環境への影響がないという予測結果になっているはずなのです。今、⑤が超えています。これは恐らくたまたまかもしれませんし、本来であれば何度か測って平均値を取っている可能性もあると思うのですが、いずれにしろ、この事業者の影響はないという推定結果になっているとみてよろしいのではないかと思います。

(会 長)

ちょっとそこが分からないのです。60dB を超えてしまってます。

(委 員)

60dB を超えているのは、等価騒音で見たときに、実際には車の騒音を拾っているはずなのです。現状で、例えば幹線道路の脇などであれば、もっと大きな数字になりますし、今の場合、これはどこなのですかね。1 と書いたその道路を、きっと上下のところが道路で、交通量が多いのかもしれませんが。その影響を5番で拾っているのではないかと考えられます。

(会 長)

だから、たまたま出たのか、出たうちで一番低いのか分かりませんが、分からなければまず平均だと考えるのが一番。

(委 員)

等価騒音の平均だと思います。

(委 員)

1より5の方が高いというのも。ちょっと変ですよ。

(事務局)

すみません。そちらに関しては、1～4と意味合いが違うのは、実は測定方法は環境省が作ったガイドラインに従って測定しているのですが、1～4については測定した日は同じなのですが、朝の7時から夜8時の間で10分間連続というのを6回測定しているのが1～4の測定の仕方です。5、6については、朝の8時から夕方5時まで9時間測定して、その平均値というか、ならした数字を取っているということで、時間的に車が多い時間の方を拾いやすいのが5、6の方で、1日通しての数字なので、車の音はよく拾っているとは思いますが。1～4については間欠で取っています。

(会 長)

測定した日の天候はわかりますか。いつ測定したのですか。

(事務局)

天候までは分かりません。

(会 長)

何月何日ですか。

(事務局)

2月27日です。

(会 長)

他の委員さん。

(委 員)

ちょっと質問。今、測定された期間の違いですとか、条件が違うのだというご説明がありましたが、こうやって一概に出されてしまうと、そういったものは見えないですよ。もしそういう条件が違うのであれば、1～4と5～6を分けて、そのときの測定された条件はこうですというものを付けていただくとか、あるいは可能であれば同じ条件で測定し直して、もう1回出すとかしないと、こうやって同じような形で並べて出されると、どうしても数字には引っ掛かってしまいます。

車の騒音と言われるのですが、1と5を比べると、1の方が道路のそばにあるので、もしかしたら車の影響が大きいのではないかとどうしても思ってしまうので、そういうこともいろいろ考えるとやはりどういった条件でこういう数字

を出されたかをもう少し明確にして、理解を得られるようにしていただければいいのではないかと思います。

(委 員)

言われたとおりで、やはり目にしてしまうと、どうしてもそちらの方へ数字がオーバーしているということに気が付きますので、今言われたとおり、やはり分けてきちんとしていただいた方が、この場としてはいいのではないのでしょうか。

(会 長)

これだけ意見が出ましたので、もう1回この測定をやっていただけないですか。今日結論を出すまでには、資料が不足でないかと思うのですが。事務局は何か案はありますか。

(委 員)

先ほど言われたように、測定の方法は1～4と5～6で種類が違う。今の説明をもう1回されたらどうですか。

(事務局)

資料を明確にして作り直しますので、それに対応させていただけないでしょうか。

(会 長)

はい。もう1回測定するのも一つの方法ですね。いろいろな測定の仕方です。日によって多少の違いがあるかもしれません。

(委 員)

1～4と5～6の違いの説明がよく分からないと思うので、ひとつ説明の仕方が必要かなと思います。

(会 長)

そうしましたら、4号議案については留保ということにして、継続審議とさせていただきますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

では、議案5号に入ります。事務局から説明をお願いします。

議案第5号 小矢部都市計画区域のうち都市計画道路の変更に伴い拡大する用途地域の指

定のない区域における容積率等の指定について

(議案第5号について事務局から説明)

(会 長)

ありがとうございました。ただ今の説明に対して、質問、ご意見はございますか。用途地域、建蔽率などについてご専門の委員さん、何かありますか。

(委 員)

特にないですね。これはご説明で分かりましたので、よろしいと思います。

(会 長)

他にご意見はございますか。このあたりについては、あまり意見はないのかなと私も思いますが、もしご意見がある方がありましたら聞かせてください。ないようでしたら、5号議案については皆さんの異議がないという形になりますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

そうしましたら、5号議案は原案どおりで議決いたします。
次に、6号議案について事務局から説明を頂きます。

議案第6号 小矢部都市計画区域における用途地域の指定に伴う用途地域の指定のない区域の除外について

(事務局から議案第6号について説明)

(会 長)

ありがとうございました。ただ今の6号議案について、委員の皆さんからご質問、ご意見について伺いたいと思います。ございませんか。
この議案についてはいかがですか。

(委 員)

先ほどと同じで、結構です。

(会 長)

ものの考え方は同じだと思います。委員の皆さん、他にご意見はございませんか。もし意見がないようでしたら、私の理解は、皆さんに異議がないということですが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

そうしたら、6号議案は原案どおり、異議なしとして議決します。

(事務局)

ありがとうございます。

(会 長)

では、以上の1～6までの議案については、4を除いて全て原案どおりで議決です。もう1回お聞きしますが、よろしいですね。

では次に、事務局から報告事項がありますので、お願いします。

(報告事項)

市町村が都市計画の変更を行う場合の軽易な変更とされる事項の追加について

(事務局から報告事項について説明)

(会 長)

ありがとうございました。ただ今の報告について質問はございませんか。ないようでしたら、これから会議の締めに入りたいと思いますが、よろしいですか。

2時間半にわたって、長時間のご審議をありがとうございました。司会の私の不手際で、30分超過してしまいました。本日は、これをもちまして、第173回・・・。

(事務局)

会長、すみません。事務局から。

(会 長)

何でしょうか。

(事務局)

ちょっとよろしいでしょうか。

(会 長)

では、お願いします。

(事務局)

先ほど県が付議しました第4号議案について、説明が足りないということだったと思うのですが、資料が足りないということだったかと思います。今、用

意しましたので、もしお時間を許すようであれば、今お配りしたい資料があるのですが。

(会 長)

皆さん、お時間はどうですか。既に 30 分超過していますので。

(委 員)

あるのであれば、見させていただいて。

いやいや、委員長に言いました。

(会 長)

時間がないから退席しますという方はいますか。そうしたら、続いてやりましょう、ということよろしいですか。では、資料を配ってください。先ほどの画面を出してください。

(1名退席)

議案第 4 号 産業廃棄物処理施設（南砺市）の敷地の位置について（再審議）

(事務局)

すみません。先ほど説明し切れなかった部分について、3 枚資料を用意いたしました。そのことで、環境部局の方から説明をさせていただきたいと思いません。

(事務局)

1 枚目の方に、先ほどのパワーポイントの中では一覧表として全部まとめて出た数字なのですが、実際の区分ごとに少し説明を追加したまとめの資料を 1 枚付けさせて・・・。

(事務局)

失礼いたしました。先ほど画面に出ているもので、説明が足りなくて分かりにくいというお話がありましたので、実際の生活環境影響評価の調査書の抜粋として、まとめたページをコピーしてまいりました。

ここが実際に項目ごとの現況値を測っております。今、パワーポイントで言うところの 1～4 が、騒音の上の方ですね、これが規制基準ということで、富山県公害防止条例に基づき、施設設置者が敷地境界で守らなければならない規制基準となっております。この立地地域の場合は、昼間で 60dB 以下となっております。

ここでいう下の 5、6 番については、直近人家における騒音レベルの施設稼働後の予測数値となっておりまして、ご指摘にあったように 61.3dB と 61dB、49.2dB

と 49dB となっております。

こちらについては、右の評価基準にあるように、まず環境基準をベースに数字を見ていることになっております。そもそも、この規制基準と環境基準についての説明が先ほど少し不足していたかと思っておりますので、環境基準とは何ぞやというところを次の 2 枚の紙で、字が小さくで非常に申し訳ないのですが、説明資料を持ってまいりました。

規制基準は工場にかかる規制ですので、当然その事業所が守らなければならない規制値になっております。環境省のホームページの打ち出しの方に、まず環境基準とは何かという説明が入っております、この上の説明文の 3 行目を見ていただくと、「環境基準は、『維持されることが望ましい基準』であり、行政上の政策目標である」と記載されております。なので、こちらは事業所にかかる基準ではなく、あくまで行政上の目標の数値となっております。

これについては、法の解説の方でも説明されておまして、それが 3 枚目の資料になっております。「環境基準の性格」というところで、194 ページの 2 番の 2 行前の真ん中当たりの「なお」以降のところにもあるのですが、環境基準は各種の規制措置や施設整備等の施策を講ずる際の根拠となるものであるが、行政上の目標であり、事業活動等に関し、直接に規制数値として働くものではないとされております。

なので、関係部局としては、60dB という数字については、事業者が守らなければならない数値ではなくて、交通量等も含めて目安となる努力目標の数値と考えておりますので、これがわずかに上回ったことをもって、この施設の設置が不相当であるとは判断していないというのが、環境部局としての判断となっております。

(会 長)

計測の時間が 8 時から 17 時。先ほどは 6 時から 11 時と言っているものがなかったですか。

(事務局)

測定方法につきまして、この規制基準については、機械が稼働したときに実際にどれくらいになるかということで、なるべく他の影響をあまり見ないような形なので、連続測定ではなくて間欠で時間を区切って、幾つかの点で数値を測定する仕方をしているのですが、環境基準については、そこに住む方の生活環境に与える影響を見るということで、時間を 8 時から 17 時まで、連続測定をしています。その説明が少し足りなかったのもので、すみません。

(会 長)

いや、私は 8 時ではなくて 9 時と聞いたのですが、それは聞き間違いですか。測っている時間が違うなど、1 時間くらい違うなど理解したのですが。

(事務局)

すみません。測る時間ではなくて、測り方ですね。

(会 長)

時間のことをお尋ねしているのです。

(事務局)

こちらに書いてある 8 時から 17 時ですね。

(会 長)

いやいや、先ほどのことを聞いているのです。

(事務局)

すみません。

(事務局)

こちらが正しいと思っていただければと思います。すみません。

(会 長)

だから、9 時という発言があったから。あったとすれば、どこから出てきたのかということなのです。8 を 9 と読み間違えたのか。二つの別の資料があるのかということでお尋ねしているのです。

(事務局)

すみません、全て基になった資料は同じですので、私の読み間違いだと思います。

(会 長)

この解説を見ますと、環境基準というのは努力目標ということですか。

(事務局)

そのとおりです。

(委 員)

環境基準は努力目標ではありますが、これまでの富山県の行政の流れを見ますと、努力目標以上のものであったと思います。特に大気は、私はずっと大気をやっていましたが、現状の富山県の SO₂などは環境基準をはるかに下回っているのですが、それだけではなくて、それをもっと下回るように努力しましょうということをみんなで一生懸命やってきた経緯があるわけで、環境基準はただ単に努力目標だから、少しぐらい上回ってもいいやなどという考え方はなか

ったと思うのです。だから、今の説明は少し腹立たしい気がします。

(事務局)

すみません、先生がご指摘の件はおっしゃるとおりで、特に騒音の場合は測定点とか、おっしゃるとおり、測定方法によつての数字の変動が多いですし、当然これは 61dB を超えていることを良しとするという意味ではもちろんありません。そちらについては、この事業者だけといいますか、行政としての目的ですので、県もですし、南砺市さんとも話して、こういう数字が常時上回っているようであれば、われわれもどういふことがいいかというのをまた南砺市さんと相談して考えていきたいと思ひます。

(会 長)

そういうことならば、この結論は先ほどと同じように留保してもう 1 回、次回でじっくり議論した方がいいのではないのでしょうか。測定をもう 1 回やってみて。せつかくこれを用意してもらったのですが、今日で結論に達するような問題ではないと思ひるので、アウトとするよりは、まだ継続してやった方が私はいいのではないかと思ひのですが、どんなものなのでしょうか。

(委 員)

委員長、よろしいですか。私は素人ですので、細かい数値の位置付けについては理解しておりませんが、工場的に今の案件の部分を見ると、工場や産廃施設がないのに 61.3dB になっていて、これは工場ができてても 61dB になるということであれば、今の会社は、はるかにこの数値には影響していないという理解をしています。

ですから、61dB という数値の環境基準の在り方うんぬんということについては素人で分かりませんが、数字だけを見れば、現状よりも悪くなることはないという認識が数字から見えるので、あえて先延ばしされなくてもいいのではないかと思ひますが。

(会 長)

よく分からないですね。むしろ逆ではないのかな。

(委 員)

だって、予想値が 61dB になるのでしょう。

(委 員)

それは有効数字の問題で、61 点何というのが分からないわけですね。少なくとも寄与レベルが 31dB あるわけですから、現状より良くなることはありません。

(委員)

それはどこで見ればそういう。

(委員)

寄与レベル 31dB と書いてあるところです。

(委員)

いや、61.3dB というのが現状値ですよ。それで 31dB が。

(委員)

それで 61.3dB に 31dB。

(委員)

予測値が 61dB というところの。

(委員)

61.4 とか何とかになると思うのですが、四捨五入してあって 61dB と表示してあるから、その時点でもこの資料はまずいです。

(委員)

ということは、他の数字も全部そういう見方をするということですか。一番上の 56.45dB なのが、四捨五入で 56 になっていると疑って見るということですか。

(委員)

そういうことです。

(委員)

全部そういう見方をするのですか。

(委員)

有効数字という考え方をしまして、現段階で 2 桁しか有効ではないと出るわけです。デシベルだからまた考え方が違うのかもしれませんが、少なくとも現状より良くなるということはありません。

(委員)

まあ、一般的に考えれば、僕も素人ですがそう思いますが、この出ているものがそれと違うのですと言われ始められたら、審議のしようがないというのが正直なところです。

(委員)

だから、ちゃんとした資料を出さないと駄目なのです。

(委員)

でも、県の人たちが偽物を出しているという言い方に聞こえるのも、僕らはちょっと、あまりにも審議としたら変だよなという。

(委員)

いや、工学的な、もっと基礎的なところをちゃんと理解して資料を出してくださいと言っているのです。

(会長)

だから、もう1回期日を設けて、それまで資料を充実してもらえばいいわけですか。はい、どうぞ。

(委員)

先ほどデータの取り方で少し議論されていたかと思うのですが、特定の日に測定されたというお話だったと思うのですが、そうするとおっしゃるようにやはり、たまたまなのか、そのときなぜその数字なのかというのが出てくると思うので、少し数日にわたってデータをお取りいただくようなことがあれば、平均値もしかるべきものが取れると思います。この日の場合はこうだったというのではなくて、平均的な数値が出てくるかなと思います。

(会長)

微妙なことだから、私も騒音は何回かやってみて、それで平均を出す前の原資料とか、原資料に基づく平均値とか、それを全部出していただく方が分かりやすいなど。このままで合格とするには。厳しくしないと駄目ですね。どうぞ。

(委員)

私も素人で、数値的な判断がもし見当外れだったら申し訳ないと思いながらお聞きしているのですが、参考資料の中の住民の方の質問に、「騒音・振動などの影響が大丈夫なのか」というところに、「事前に生活環境影響調査を行って、現状との比較を実施済みであります」というお答えをされています。なので、現状より大きく変化を及ぼすような状況にはならないとの結果ということで、今日はその結果についてお出しになったのですが、現状より大きく変化を及ぼすような状況になるかならないかというところが、説明を聞いても、予測が今の段階ではちょっと不明になっているものが多いです。それは、やはり調査の在り方もあると思いますが、規制基準であるからマニュアルに基づいて測定されているのですが、これは施設が稼働していく中の測定の平均値という出し方

なのか。多分そうだと思うのですが。

それと、環境基準の方は多分、何回かの平均値で出されていると思うので、もともと道路の交通量調査による現状では、わずかに超えているという記載があります。これがものすごく気になりまして、これは例えば道路上に面しているといっても、工場と隣接はしているので、工場に入る車の問題もあると思いますが、工場が稼働しているときに、かなり道路の基準を上回るものが付加されていて、それが平均で高くなっているということも考えられるのではないかなと思います。

そういった意味では、規制基準と環境基準という切り分けはあるのですが、そこはやはり住民の皆さんが思う、24時間おられる方の率直な質問に対するお答えにはちょっとなっていないような気がしまして、そういう意味でもう少しそういう検査の主体といいますか、なるべくそういうものがきちんと出るような、少し丁寧な対応が必要なのではないかという印象を持ちました。数字そのものに予測できかねるということでの委員長のご判断というふうに私は理解しました。

(会 長)

私も同感です。それでは、事務局の方でもう1回、十分な資料を用意していただけますか。今回ではないです。次回までで結構です。それで委員の皆さんが得心できるような資料をお願いしたいと思います。今日はいろいろ疑問点も出たので、何が必要なのかというのは、専門的見地からもう1回考え直していただくようお願いしたいと思います。よろしいですか。

(事務局)

その他の資料の方を準備させていただきたいと思います。

3. 閉会

(会 長)

他に事務局から連絡事項はございませんか。それではこれもちまして、173回富山県都市計画審議会を終了します。どうもありがとうございました。

平成 29 年 8 月 21 日

富山県都市計画審議会会長 細 川 俊 彦

議事録署名人

富山県都市計画審議会委員 小 見 美由紀

富山県都市計画審議会委員 川 上 智 規